

(答弁書第八十一号) 昭和二十二年十月九日配付

内閣参甲第九三号

昭和二十二年十月七日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出利根川並に渡良瀬川河畔内農地埋立工事打切等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出利根川並に渡良瀬川河畔内農地埋立工事打切等に関する

質問に対する答弁書

一、渡良瀬筋の所謂赤麻沼遊水地内に調整池を築設致して居りますのは洪水位が最高に達せんとする所謂わば最急迫時の水を調整池内に溢流せしむることに依つて單なる遊水池よりも更に一層洪水調節機能の増大を図ろうとするものでありまして耕地の造成を主眼とするものではないのでありますが本工事の中途にしてこの度の水害を見ましたことは遺憾な次第であります。

斯様に本工事は洪水調節機能の増大を図るものでありますけれども今回赤麻沼遊水池附近に於ける堤防欠壞等もありますのでその施工の緩急順序等につきましては慎重に研究の上適當なる措置を講ずる考えであります。

次に水害地に於ける防犯対策並犯罪状況等につきましては被害の間隙に乘じ不良徒輩の跋扈が予想せられましたので水害発生直後警視廳始め關係縣に対し指令を発し強窃盜は勿論漂流物横領暴利行爲等の

犯罪防止に万全を期するよう指示したのであります。

これに基きまして各廳、縣では警備本部、防犯部等を設けまして被災者の救助のみならず犯罪の防止に力を盡したのでありますがこれを警視廳に例をとつて見まするに水害發生の九月十九日非常召集を行い、五五三二名の警察官を動員し更に同月二十一日には警備本部を設け毎日一千数百名の警察官を動員して一般救助の外、駅、橋梁等交通要衝地に檢問所を設け不良徒輩の侵入を防ぎ又は武裝警邏、密行等を強化し或は和船や進駐軍より貸與せられた上陸用舟艇等を使用して水上を警邏し犯罪の防遏、檢挙に努めたのであります。他の縣においても殆んどこれと同様な防犯措置を執つて居るのであります。

この警察力と應急対策の強化に依り犯罪は減少の傾向を示したのでありますが、試に警視廳亀有警察署外四署について見るに水害發生日前十日間の犯罪發生は一七二件でありましたものが九月二十日以後十日間の發生は八二件となつて居りまして未届のものの若干あると致しましても尙多少の減少を認めることが出來ます。

然し乍らたとえ少数のものにせよ他面相当の悪質犯が天災の上に更に重なる被害を與えるようなことは眞に憂うべき憎むべき所業であつて特に漂流物の所有權や救済物資の配給を繞り横領、横流し、恐喝事件等水害特有の犯罪の発生を見ましたことは洵に遺憾に堪えないところであります故、先に述べましたような防犯対策の続行に加えて悪質犯の檢挙に努力中であります。

又災害者の救済等につきましては関東、東北風水害應急救済対策委員会を内閣に設置致しまして應急救済対策の樹立並に應急救済措置に關する各省間の調整連絡を計り關係方面の協力の下舟艇を始め食糧、寢具、衣料、日用品等の應急生活必需品、医療品の急送、救護班、防疫班の急派、ララ物資の放出等あらゆる方法を講じて参つたのでありますが、充分とは申し難い実情で御座いますので今後更に寢具、衣料、日用品等の生活必需物資の配給に努める外罹災都道府縣の應急救済費につきましては過般審議を経ました災害救助法の補助率によりまして罹災都道府縣の申請に基づき予算審議中であります。